4　戸、マンホール、出入口、通風用のダクトその他の開口は、隔壁甲板の下方の衝突隔壁に取り付けてはならない。

5.1　5.2の規定が適用される場合を除くほか、衝突隔壁は、隔壁甲板の下方においては、船首タンクの液体を処理するための一の管のみを貫通させることができる。ただし、管には、隔壁甲板の上方から操作し得るねじ下げ弁を取り付けるものとし、弁室は、衝突隔壁の船首倉側に取り付ける。主管庁は、当該弁がすべての通常の航行状態において容易に近づくことができるものであり、かつ、当該弁が位置する区画が貨物区画である場合を除くほか、衝突隔壁の船尾側に当該弁の取付けを認めることができる。すべての弁は、鋼、青銅その他の承認された延性材料のものでなければならない。普通の鋳鉄又はこれと類似の材料の弁は、容認されない。

5.2　船首倉が二種類の液体を入れるように仕切られている場合には、主管庁は、隔壁甲板の下方において5.1の要件を満たす二の管が衝突隔壁を貫通することを認めることができる。ただし、主管庁が第二の管の取付けに代わる実際的な措置がないこと及び船首倉における区画の増設により船舶の安全が維持されることを認める場合に限る。

6　長い船首楼が設けられる場合には、衝突隔壁は、隔壁甲板の直上の全通甲板まで延長した風雨密のものとする。このように延長した部分は、7の規定によつて認められる例外として1又は2に規定する制限の範囲内に位置する場合及び甲板において階段部を構成する部分が有効に風雨密である場合を除くほか、下方の隔壁の直上に取り付ける必要はない。当該延長した部分は、バウ・ドアの損傷又は脱落の場合に、バウ・ドアにより損傷を受ける可能性を排除するよう配置しなければならない。

7　バウ・ドアが取り付けられ、及び傾斜した荷積みランプが隔壁甲板の上方の衝突隔壁の延長部分の一部を構成する場合には、ランプは、その全長にわたつて風雨密でなければならない。貨物船においては、隔壁甲板上二・三メートルより上のランプは、1又は2に規定する制限の前方に延長することができる。このような要件を満たさないランプについては、衝突隔壁の延長とみなしてはならない。

8　フリーボード甲板の上方の衝突隔壁の延長部分における開口の数は、船舶の設計及び通常の運航に適合する範囲において、できる限り少なくするものとする。すべての開口は、風雨密に閉鎖することができるものでなければならない。

9　船舶には、機関区域とその前後の貨物区域又は居住区域とを仕切る隔壁を設け、隔壁甲板まで水密にする。もつとも、船尾隔壁は、区画に関する船舶の安全度を減ずることがない限り、隔壁甲板の下方に階段状に設けることができる。

10　いかなる場合にも、船尾管は、適当な容積の水密な場所に取り付ける。旅客船においては、船尾管グランドは、船尾管区画室から仕切られた水密な軸路又は他の水密な場所であつて、船尾管グランドからの漏水によつて浸水しても限界線が水に没しない程度の容積を有するものの内部に取り付ける。貨物船においては、主管庁は、船尾管装置の損傷の場合には、海水が船内に侵入する危険を最小限にとどめるための他の措置を主管庁の裁量によつてとることができる。

第十三規則　旅客船における隔壁甲板の下方の水密隔壁における開口

1　水密隔壁の開口の数は、船舶の設計及び固有の用途に適合する範囲において、できる限り少なくするものとし、これらの開口の閉鎖のため適当な措置をとる。

2.1　管、排水管、電線等が水密隔壁を貫通する場合には、隔壁の水密の完全性を確保するための措置をとる。

2.2　管系の一部を成していない弁は、水密隔壁に取り付けてはならない。

2.3　鉛その他の熱に弱い材料は、水密隔壁を貫通する装置であつて、火災の際に損傷によつて水密隔壁の水密性を害するおそれがあるものに用いてはならない。

3　戸、マンホール又は出入口は、1.9及びこの章の第十四規則の規定が適用される場合を除くほか、貨物区域とこれに隣接する貨物区域とを仕切る横置水密隔壁に設けてはならない。

4　10の規定に従うことを条件として、主推進機関及び補助推進機関（推進の用に供するボイラーを含む。）のある場所においては、軸路に通ずる戸を除くほか、各水密隔壁に一の水密戸のみを取り付ける。二以上の軸がある場合には、軸路は、相互間の通路で連結する。機関区域と軸路区域との間の水密戸は、二の軸がある場合には一とし、二を超える軸がある場合には二までとする。これらの水密戸は、滑り戸型とし、実行可能な限り敷居を高くする。隔壁甲板の上方からこれらの水密戸を操作する手動装置は、機関のある場所の外部に取り付ける。

5.1　水密戸は、9.1又はこの章の第十四規則に定める場合を除くほか、7の規定に適合する動力滑り戸であつて、船舶が直立状態にある場合に六十秒以内で船橋の中央操作台から同時に閉鎖することができるものとする。

5.2　水密動力滑り戸の操作の装置は、動力で操作されるか手動で操作されるかを問わず、船舶がいずれの側に十五度横傾斜した場合にも戸を閉鎖することができるものでなければならない。また、水が開口から流入し当該水密動力滑り戸の中心線における敷居より少なくとも一メートルの水位に相当する静水圧が作用する場合に戸の前後いずれの側にも働く力を考慮する。

5.3　船舶が受けるおそれのある損傷が水密戸の制御装置（油圧パイプ及び電線を含む。）に及ぼす可能性を最小のものとするため、その装置は、水密戸が設置された隔壁に実行可能な限り近づけておく。水密戸及びこれらの制御装置は、船舶がその幅の五分の一以内（この章の第二規則に定義するところにより、その距離は、最高区画満載喫水線の水平面において直角に測る。）の損傷を受ける場合に、その損傷の部分に含まれない水密戸の操作を損なわないような位置でなければならない。

6　すべての水密動力滑り戸には、すべての遠隔操作を行う場所において戸の開閉の有無を示す表示器を取り付ける。遠隔操作を行う場所は、7.1.5の規定により要求される船橋及び7.1.4の規定により隔壁甲板の上方からの手動操作が要求される位置に限る。

7.1　水密動力滑り戸は、

.1　水平又は垂直に動くことができなければならない。

.2　10の規定による場合を除くほか、通常、最大開口幅を一・二メートルに制限する。主管庁は、船舶の効果的な運航に必要であると認める範囲においてのみ、次に掲げることを含む他の安全手段を考慮することを条件として、この制限より大きい水密動力滑り戸を認めることができる。

.1　漏水を防止するため、水密動力滑り戸の強度及び閉鎖装置に特別な考慮を払うこと。

.2　水密動力滑り戸は、損傷範囲となる船舶の幅の五分の一の範囲外に位置すること。

.3　水密動力滑り戸の開閉に必要な設備を備え、その設備には、電力、水力又は主管庁が認めるその他の動力を使用する。

.4　手動操作による個別の機構を備える。水密動力滑り戸は、戸自体の両側から手動により開閉することができ、さらに、隔壁甲板の上方の近づき得る位置から、連続回転クランク運動又はこれと同等の安全性があると主管庁が認める他の方式の運動により閉鎖することができるものとする。回転又は他の運動の方向は、すべての操作場所において明確に表示する。手動装置を操作するときに戸を完全に閉鎖するために必要な時間は、船舶が直立状態にある場合において九十秒を超えてはならない。

.5　水密動力滑り戸には、戸自体の両側から動力により戸を開閉する制御器及び船橋の中央操作台から動力により戸を閉鎖する制御器を備える。